

# 建築物環境報告書制度推進事業「設計・施工技術向上支援事業」 概要説明会

## ■ 本日の流れ ■

- ・ごあいさつ（東京都環境局気候変動対策部制度調整担当課長 福安 俊文）
- ・事業説明
- ・質疑応答

## ■ ご協力をお願い ■

1. 入室後、貴社名\_名前順に表示をお願いいたします。
2. 説明会は録画させていただきます。
3. 開始時間は14：00からです。

公益財団法人 東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)





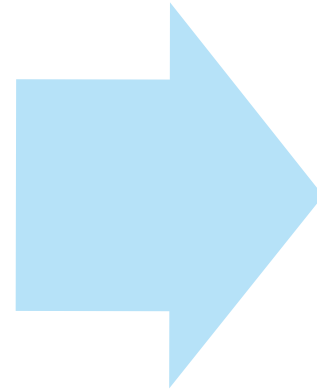
ごあいさつ

**東京都環境局気候変動対策部制度調整担当課長  
福安 俊文**



# 交付申請までの流れ

説明会



申請



# 事業説明の目次

1. 事業概要
2. 助成対象者
3. 助成対象事業
4. 助成対象経費・金額
5. 申請期間・申請の流れ
6. その他注意事項

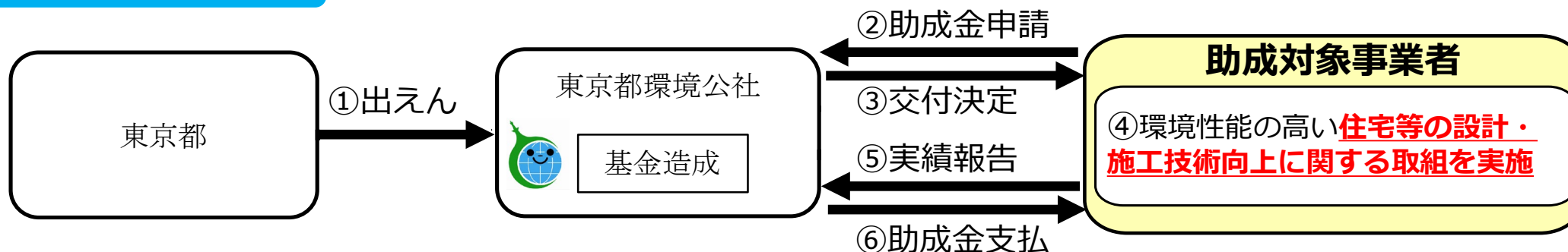


# 1. 事業概要

## 事業の目的

- 令和7年度から施行となる環境確保条例に定める「建築物環境報告書制度」の円滑な施行に向け、環境性能の高い住宅等の設計・施工技術向上に関する取組を支援することを目的としています。

## 事業スキーム



# 1. 事業概要

## 事業実施期間

令和6年度まで（交付は令和7年度まで）

## 申請受付期間

第1回募集：**令和5年2月16日から令和5年9月29日まで**

※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

※第2回募集は令和6年春～夏頃に半年間程度行う予定です。

## 予算額

5億円

## 2. 助成対象者

### 助成対象者

- 都内に本店又は支店を有し、中小規模特定建築物等を供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者
- 交付申請を行う日が属する年度の4月1日から遡って3年の間のいずれかの年度において、都内で中小規模特定建築物等を供給した実績を有する者

<上記にかかわらず、以下の者は助成対象者とはなりません>

- 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等
- 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの
- 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

# 【参考】建築物環境報告書制度概要

本助成事業の申請要件等に直接関わる情報ではありませんが、ご参考までに記載しています。

## 建築物環境報告書制度の概要

制度概要	●年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上のハウスメーカー等の事業者又は申請を行い知事から承認を受けた事業者（特定供給事業者）を対象とし、延床面積2,000㎡未満の中小規模新築建物（住宅等）への断熱・省エネ性能の確保、再エネ設置（太陽光発電設備）等の義務付け・誘導を行う仕組み
制度新設の考え方	●年間着工棟数ベースで全体の98%（住宅は90%）を占め、既存制度の対象外である中小規模新築建物対策を推進することで、脱炭素化やレジリエンス向上を一層促進
新制度の 主なポイント	断熱・省エネ性能基準
	●国の住宅トップランナー制度（TR）を基に設定
	再エネ設置基準（太陽光発電設備）
	●再エネ設置基準＝①設置可能棟数×②算定基準率×③棟当たり基準量
	① 設置可能棟数：算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合、設置基準算定から除外可能
	② 算定基準率：区域ごとに3段階（85%、70%、30%）の算定基準率を設定
③ 棟当たり基準量：1棟当たり2kW	
●利用可能な再生可能エネルギー：太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可	
●再エネ設備の設置場所及び設置手法：原則敷地内。リース等も可	
●代替措置：都内既存住宅への新規設置（但し、上限2割とする）	
ZEV充電設備の整備基準	
●駐車場付建物1棟ごとに充電設備用配管等、駐車区画10台以上の場合普通充電設備を整備	
その他	
●制度対象事業者に対し、住まい手等への環境性能の説明を義務付ける制度、履行状況の確認や適正履行等を目的とした都への報告、公表制度を新設	

## 【建築物環境報告書制度の対象事業者】

	対象事業者	対象事業者のイメージ（例）	基準適合の必要性	適合状況の公表	対象者の確定
特定供給事業者	義務対象者	年間供給2万㎡以上 大手ハウスメーカー等	必要	公表	年度終了後に対象者を確定
	任意参加者	年間供給5千㎡以上の希望する事業者 (5千㎡未満の事業者複数によるグループも可*)	必要	公表	事前申請し、都が承認
任意提出者	特定供給事業者以外の希望する事業者	上記以外の中小ハウスメーカーや地域工務店	必要としない	公表	年度終了後に提出することができる

(\*) グループで承認を受ける場合は、主幹事社を定め、グループ全体として適合状況の報告を求める。

## ※「設計施工技術向上支援事業」（助成金）の助成対象者について

建築物環境報告書制度への参加等は要件としておりません。  
なお、別途募集を行っている助成金「環境性能向上支援事業」（助成金）の併給は不可とします。



# 3. 助成対象事業

## 助成対象事業

自社又は提携他社と連携した取組による義務基準等又は誘導基準等を上回る  
中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組

- (例)
- ・ 資格取得（太陽光発電の販売・施工、断熱・省エネ施工、エコ住宅アドバイス等）
  - ・ 太陽光発電設備設置住宅の構造計算（又は品確法性能表示計算）、省エネ計算の試行実施
  - ・ 東京ゼロエミ住宅認証、住宅性能表示、省エネ性能表示等の取得の試行実施
  - ・ 提携他社（他工務店、建築事務所、専門工事店、建材等供給事業者）との勉強会
  - ・ 顧客向け説明会



# 3. 助成対象事業

## 義務基準と誘導基準

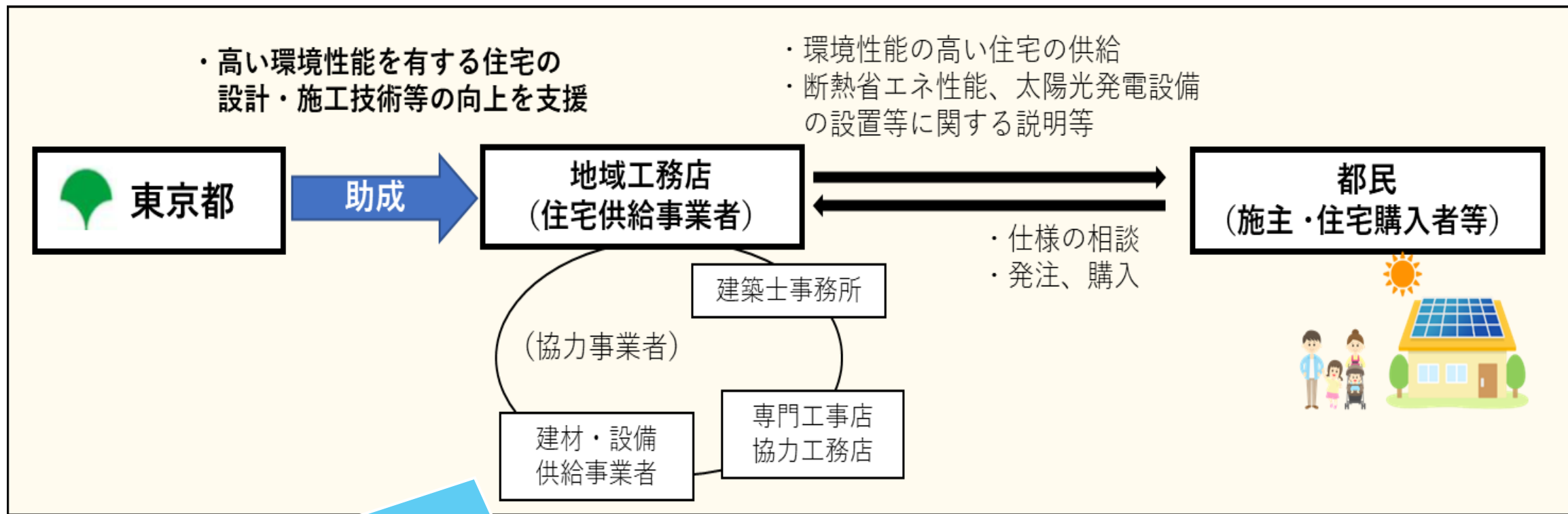
「義務基準等」とは、建築物環境報告書制度で求める各種義務基準等を指します。

- ・省エネルギー性能基準：外皮平均熱貫流率が0.87以下であること等
- ・電気自動車充電設備整備基準：電気自動車充電設備又は電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること等
- ・再生可能エネルギーの利用に係る基準：太陽光発電設備が設置可能であること等

「誘導基準等」とは、建築物環境報告書制度で求める各種誘導基準等を指します。

- ・省エネルギー性能基準：外皮平均熱貫流率が0.60以下であること等
- ・再生可能エネルギー利用設備設置誘導基準：5キロワット以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置可能であること等
- ・電気自動車充電設備整備基準：V2Hの整備等
- ・その他中小規模特定建築物に起因する環境への負荷の低減を図るために必要な措置

# 3. 助成対象事業



提携他社と連携した取組についても助成対象となります。  
ただし、申請者は住宅供給事業者であり、申請者が経理のとりまとめを行っていただきます。

# 4. 助成対象経費・金額

## 助成対象経費

経費区分	備考
外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社で直接実施することが困難又は適当でないものについて、外部の事業者等（設備メーカー・大学・試験研究機関を含む）へ委託する場合に要する経費</li><li>・ 共同研究に要する経費</li><li>・ 規格等の認証又は登録に要する経費</li><li>・ 従業員による各種資格の取得に要する経費</li></ul>
研修等参加・実施費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部（資格認定団体、メーカー等）が開催する講習会や研修会への参加・資格取得に要する経費</li><li>・ 都民向け説明会等の実施に要する経費</li></ul>
専門家指導費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外部（専門家、メーカー等）から技術指導を受ける場合に要する経費</li></ul>
賃借費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 取組の遂行に必要な施設等を新たに借りる場合に要する経費</li></ul>

# 4. 助成対象経費・金額

## ＜助成対象経費の留意点＞

- ・消費税及び地方消費税は除く
- ・助成対象事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費とする
- ・助成期間内に契約、取得、実施及び支払が完了する経費とする
- ・助成対象の用途、単価、規模等の確認が可能かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費とする

## ＜助成対象外となる経費の例＞

- ・資格取得ができていない場合
- ・広報・宣伝費、直接人件費
- ・契約書・領収書等が存在しない経費
- ・被交付者以外の他者名義での契約書・領収書等

## 4. 助成対象経費・金額

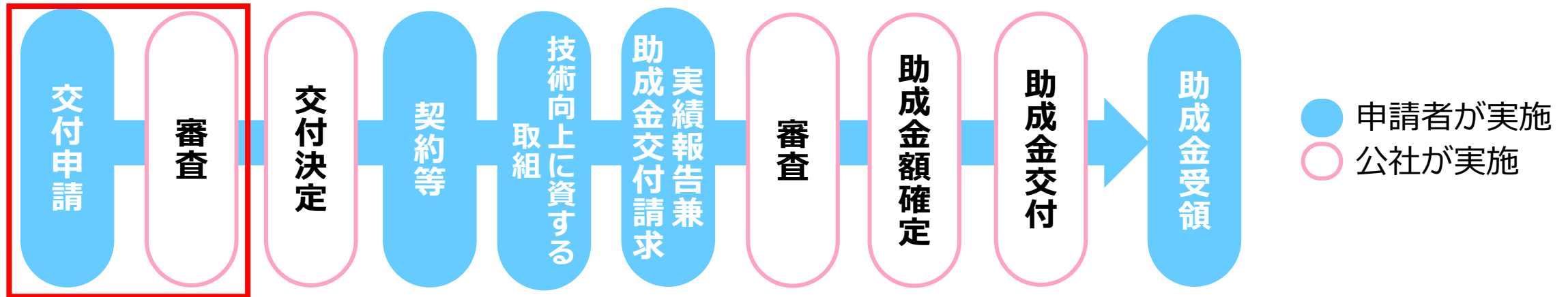
### 助成金額

助成率	助成対象経費の 2 / 3
助成上限額	事業期間が 1 2 か月以内：1 0 0 万円 事業期間が 1 3 か月以上：2 0 0 万円

- ・ 助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。
- ・ 事業期間が 1 2 か月以下の場合、一度に限り既に申請をした取組とは別の取組で再度の交付申請が可能  
この場合、事業期間の上限を 1 2 か月とします。
- ・ **支払いは事業終了後の実績払いです。**（概算払いはありません。）

# 5. 申請期間・申請の流れ

## 申請フロー



### 【交付申請・審査】

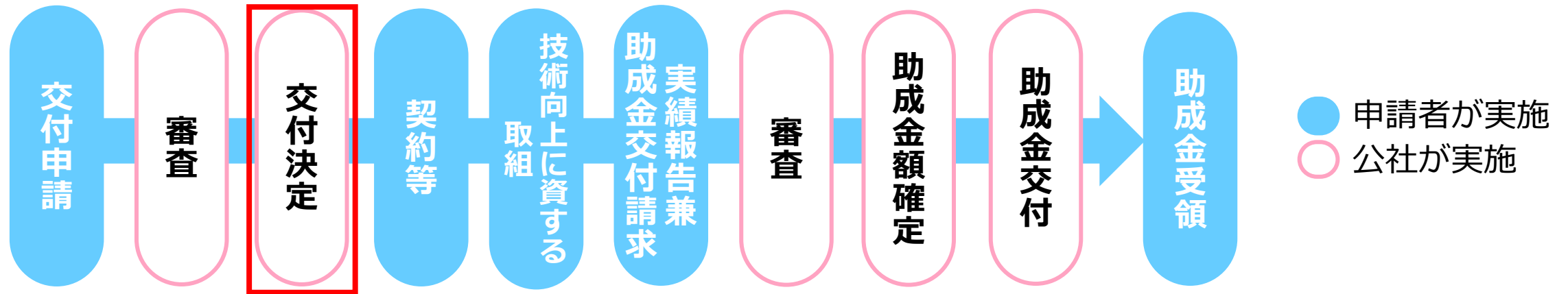
- ・本助成事業は、**事前申請**とします。
- ・書類の審査は、提出された「助成金交付申請書」及び関連資料等をもとに行います。
- ・必要書類は、現在事項全部証明書、建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し、見積書等です。

### ～誓約書について～

「規定の遵守」等の記載がありますので、必ず確認し、提出してください。  
(誓約されない場合は助成対象外となります)。

# 5. 申請期間・申請の流れ

## 申請フロー



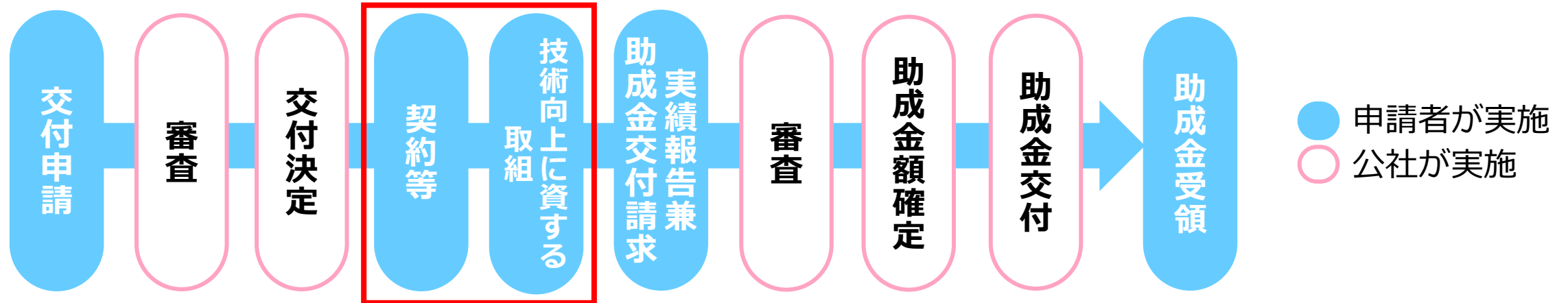
### 【交付決定】

- 公社は申請された事業について審査を行い、**予算の範囲内**で交付を決定します。
- 審査の結果、交付を決定した事業については、助成金交付要綱の規程に基づき、交付申請者に対し、助成金交付決定通知書を送付します。
  - ※交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。
  - ※実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、**公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。**



# 5. 申請期間・申請の流れ

## 申請フロー



### 【助成事業の開始（契約等・技術向上に資する取組）】

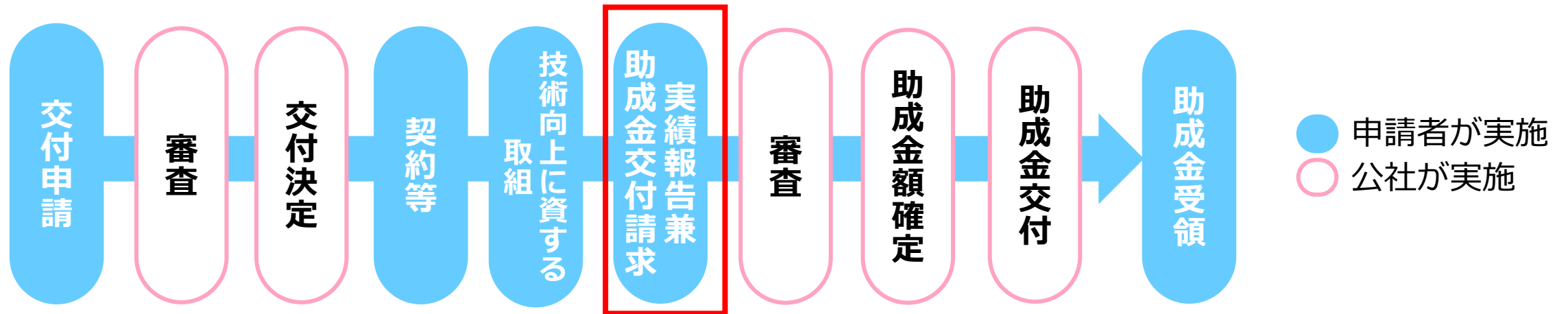
- ・助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る技術向上に資する取組の開始（予定）日とします。

※助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

※**交付決定日より前に、契約・発注、納品、支払が終了した項目については、助成対象外です。**

# 5. 申請期間・申請の流れ

## 申請フロー

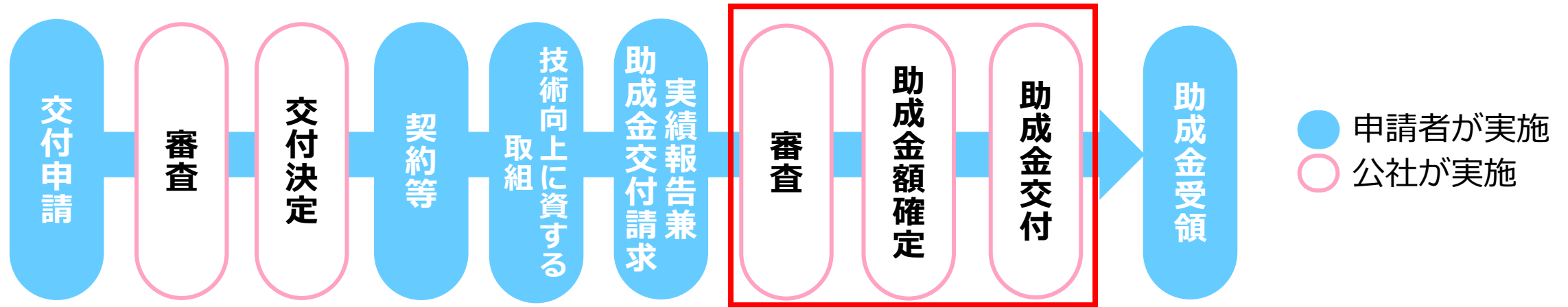


### 【助成事業の実績報告】

- ・助成事業が完了したときは、「実績報告書兼助成金交付請求書」及び必要書類を公社に提出してください。
- ・必要書類は、経理関係書類一式等です。
- 提出期限：助成事業完了日から60日以内

# 5. 申請期間・申請の流れ

## 申請フロー



### 【助成金額確定・助成金交付】

- ・ 確定する本助成金の額は、交付決定通知書に記載した交付決定額（助成事業計画変更の承認の通知を受けている場合は、変更された後の額）と、実績報告額のいずれか低い額とします。
- ・ 実績報告書の審査完了後に、「助成金額確定通知書」を送付し、ご指定の口座へ助成金をお支払いします。

## 5. 申請期間・申請の流れ

### 書類提出方法

原則として、電子メールで提出してください

※メールで提出する場合は、以下の件名にしてください。

交付申請書提出時：「【設計・施工技術向上支援事業】交付申請書提出」

実績報告書提出時：「【設計・施工技術向上支援事業】実績報告書提出（交付決定番号：〇〇）」

# 5. 申請期間・申請の流れ

## 書類提出先・お問い合わせ

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 10階

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(クール・ネット東京)

建築物環境報告書制度推進事業担当

TEL : 03-5990-5269

メール : [cnt-sekkei@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-sekkei@tokyokankyo.jp)

受付時間 : 月曜日～金曜日 (祝祭日及び年末年始を除く)

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



## 6. その他注意事項

### 書類の不備について

公社が受付した申請書類及び実績報告書類 に不備がある場合、  
**公社が修正を求めた日の翌日から起算して3ヶ月以内**に当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなします。

### グループ申請

グループで申請する場合、主幹事社が全ての経費についてまとめて経理処理を行ってください。

## 6. その他注意事項

### 法令等の遵守

- ・ 取組を実施するにあたり、断熱・省エネ性能の向上や再エネ利用設備の設置に伴い建築物が重量化することから、中小規模特定建築物等の設計・施行において、必要な構造安全性の確保が必要です。
- ・ 令和7（2025）年4月以降、建築基準法に基づく「木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）」への対応が求められます。
- ・ 省エネ基準の適合義務化に併せた木造戸建住宅を建築する場合の建築確認手続き（いわゆる4号特例）の見直し（令和7（2025）年4月施行予定）への対応も求められます。

**こうした法令等改正に対応した設計・施工技術の向上に向けても、本事業をご活用いただけます。**

# ご清聴ありがとうございました。

## 【お問い合わせ】

- TEL : **03-5990-5269**  
受付時間 : 9:00~12:00/13:00~17:00 (土日祝休み)
- MAIL : **[cnt-sekkei@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-sekkei@tokyokankyo.jp)**

※お問い合わせの内容及びヘルプデスクの混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。





**Q&A機能を用いてご質問を送付ください**



ご参加いただきありがとうございました。

**HTT** 電力を  
へらす  
つくる  
ためる  
**TokyoTokyo**

**Tokyo Warm**  
**Home & Biz**